

介護保険施設等入居者への同行援護の決定について

介護付有料老人ホームをはじめとする、施設によって介護保険サービスが提供される施設に入居される障害者の方につきましては、介護保険制度においても訪問介護ヘルパーの併用が認められないことから、居宅介護等の障害福祉サービスを決定しない取扱いとしておりますが、国から示された資料の内容を踏まえ、一定の要件を満たす場合に限り支給決定を行うこととしますのでお知らせします。

1. 対象施設

- ・ 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホームなど）
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院
- ・ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

2. 一定の要件

同行援護の対象要件を満たす方が、同行援護の支給決定を希望される場合で、施設職員が外出に同行しないこと。

※同行援護とは、視覚障害により移動に困難を有する障害者の方が外出する際に、ヘルパーが同行して情報の提供や必要な援助を行うサービスです。

3. 支給決定可能な時間数

- ・ 日常生活上必要不可欠な外出（通院、日用品の買い物等）

1ヶ月あたり、ケアプラン等に基づき必要と認められる時間数を決定します。

（一部の外出について施設職員が同行する場合は、当該外出にかかる時間数は差し引いて決定します。）

- ・ その他の外出（余暇目的等）

希望される場合は、1ヶ月あたり36時間決定します。（経済活動にかかる

外出、ギャンブル等社会通念上適当でない外出、施設職員が同行する外出には利用できません。)

4. 備考

申請にあたり、施設職員の外出への同行状況をお尋ねすることがあります。

5. 適用開始時期

令和7年4月以降の申請分から適用します。

障害者支援課認定支払担当

TEL:052-972-2639

FAX:052-972-4149